

平成29年2月

北九州市建設工事有資格者 各位

北九州市技術監理局

北九州市工事請負契約約款等の改正について

このたび、国において直轄工事における工事請負契約書（直轄契約書）等の改正が平成28年11月9日付けで行われました。

これを踏まえ、本市でも破産法等に基づいて契約が解除された場合等の違約金の取り扱いを明確にするため、工事請負契約約款等を下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき契約解除がなされた場合についても、発注者が違約金を請求できる旨の記載を追加しました。

2 改正対象となる約款

工事請負契約約款及び設計業務等委託契約約款

3 適用年月日

平成29年3月1日以降契約を締結するものから適用します。

※問合せ先 技術監理局契約部契約制度課（582-2545）